

## 契約書等関係書類チェックシート（業務委託）

〔当初契約時〕

書類名	確認項目	チェック
業務委託契約書	① 委託業務の番号・名称、場所（路河川名を含む。）、履行期間は、金抜設計図書等で指示された内容と一致している。	
	② 業務委託料、消費税の額に記載誤りがない。 ※ 業務委託料等の金額の訂正はできません。	
	③ 契約保証金については次のとおり記載している。 ※ 下記㉞、㉟の場合は「免除」と記載し、㉟、㊱の場合は「保証金額」を記載してください。 ㉞ 業務委託料が300万円未満の場合（ただし、落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合を除く。） ㉟ 公共工事履行保証証券による保証に係る証券又は履行保証保険契約に係る証券を提出する場合 ㊱ 契約保証金を納付する場合 ㊲ 保証事業会社又は金融機関の保証に係る保証書を提出する場合	
	④ 本文中の受注者名記入箇所には法人名のみを記載している。 ※ 支店・営業所名や契約権者職・氏名は記載不要です。また、(株)、(有)などの省略文字は使用しないでください。	
	⑤ 発注者の記名押印箇所は次のとおり記載している。 ※ 住所欄 福島県白河市昭和町269番地（ただし、住所は省略可です。） ※ 氏名欄 福島県 福島県県南建設事務所長 ○ ○ ○ ○ 印	
	⑥ 貼付する印紙税額に誤りはない。かつ、印紙を消印している。 ※ 消費税額を除く業務委託料に応じた税額の印紙を貼付してください。	
	⑦ 割印（契約権者印）を押印している。 ※ 複数枚の契約書が一連のものであることを証明するため、割印の押印が必要となります。なお、袋とじの場合には各頁ごとに割印の必要はなく、最終頁ののり付け部分に割印するだけで差し支えありません。	
	⑧ 文字、条項等の加入、削除、訂正をする必要がある場合は、適切に訂正等している。 ※ 訂正等箇所を2線で見え消しし、その右側又は上部に正書している。 ※ 契約書上部余白に「第○条削除」、「○字削除」又は「○字加入」等と訂正内容を記載し、訂正印（契約権者印）を押印している。	
契約保証に関する書類 現金又は有価証券等による場合を除く。	① 業務委託名称等保証の内容は業務委託契約書と一致している。	
	② 保証書等の発行日は、契約予定日以前の日となっている。	
	③ 保証書等の宛先は、福島県県南建設事務所長となっている。	
	④ 保証又は保険金額は、業務委託料の100分の5（調査基準価格（非公表）を下回る落札者の場合は100分の15）以上の額となっている。	
	⑤ 保証又は保険期間は履行期間を含んでいる。 ※ 保証事業会社又は金融機関の保証による場合、保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されている必要があります。	

書類名	確認項目	チェック
消費税に係る課税事業者届出書	<p>○ 契約日を含む課税期間となっている。</p> <p>※ 契約日から履行期限日の間に届出された課税期間（個人事業者：1月1日から12月31日までの1年間、法人：事業年度）が終了する場合は、契約変更が生じる場合に備え次期分も併せて提出してください。ただし、課税事業者となることが確定していない場合は次期分の提出は不要です。</p>	
業務委託着手届	<p>○ 業務委託の番号・名称等は業務委託契約書と一致している。</p>	
管理技術者等通知書	<p>① 契約日、業務委託名称は業務委託契約書と一致している。</p> <p>② 契約書及び仕様書に示す技術者を次のとおり選任し、通知している。</p> <p>㊦ 土木設計業務等委託……………管理技術者及び照査技術者</p> <p>㊧ 測量調査業務委託……………主任技術者及び社内審査員</p> <p>㊨ 用地調査等業務委託……………主任技術者及び照査技術者</p> <p>※ 設計業務と測量業務とを一括した業務の場合には、上記㊦及び㊧に示す技術者をすべて配置してください。</p>	
作業工程表	<p>① 業務委託の番号・名称等は業務委託契約書と一致している。</p>	
	<p>② 設計図書に基づいて作成している。</p>	

確認した項目は、当該チェック欄にレ点を記入してください。

## 契約書等関係書類チェックシート（業務委託）

〔変更契約時〕

書類名	確認項目	チェック
業務委託契約書	<p>① 委託業務の番号・名称等は、当初の業務委託契約書と一致している。                      ※ 変更の対象となる契約日は、第2回目以降の変更の場合であっても当初契約日としてください。</p>	
	<p>② 変更内容に則した変更契約条項を選択し、適切に記載している。                      ㊦ 設計図書（別冊の図面、仕様書）に関する変更                      ㊧ 業務委託料の変更                      ㊨ 履行期限の変更                      ㊩ 契約保証に関する変更                      ㊪ その他の変更                      ※ 最終条項は、「その他は原〇〇〇契約書のとおりとする。」とし、「〇〇〇契約書」箇所には、当初契約書名を記載してください。</p>	
	<p>③ 貼付する印紙税額に誤りはない。かつ、印紙を消印している。                      ※ 業務委託料の増額を含む変更の場合は、増額金額（消費税額を除く。）に応じた税額、それ以外の変更の場合は、税額200円の印紙を貼付してください。</p>	
契約保証に関する書類	<p>○ 保証又は保険契約に係る変更等手続きが必要となる場合には、当該変更等手続きを変更契約予定日以前に適切に行っている。                      ※ 保証又は保険契約に係る変更手続きについては、別紙「業務委託契約の変更に伴う契約保証の取扱いについて」を参照してください。                      ※ 業務委託料の変更により新たに業務委託料が300万円以上の額となった場合（当初契約において、落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合を除く。）には、現金又は有価証券による場合を除き、契約保証に関する書類の提出が必要となります。</p>	
消費税に係る課税事業者届出書	<p>○ 変更契約日を含む課税期間となっている。                      ※ 届出済の課税期間内に変更契約日が含まれる場合は、新たに届出は不要です。ただし、変更契約日から履行期限日の間に届出された課税期間が終了する場合は、契約変更が生じる場合に備え次期分も併せて提出してください。ただし、課税事業者となることが確定していない場合は次期分の提出は不要です。</p>	
作業工程表（変更）	① 業務委託の番号・名称等は業務委託契約書と一致している。	
	② 変更された設計図書に基づいて作成している。	

確認した項目は、当該チェック欄にレ点を記入してください。

## 業務委託契約の変更に伴う契約保証の取扱いについて

種 別	増額変更	減額変更	履行期限延長	履行期限短縮			
契約保証金(現金)	変更後の業務委託料の額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍以上の額になるときは、契約保証金の金額を変更後の業務委託料の100分の5以上になるよう増額変更する。 ただし、調査基準価格(非公表)を下回った落札金額で契約したときには、上記によらず、契約保証金の金額を変更後の業務委託料の100分の15以上になるよう増額変更する。	受注者から契約保証金の金額を変更後の業務委託料の100分の5の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求がないときは、契約保証金の金額を変更後の業務委託料の100分の5以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更する。	-	-			
契約保証金に代わる担保となる有価証券等			-	-			
保証事業会社の保証			※提出書類等 ◆現金又は有価証券等…発注者の指示による。 ◆保証事業会社又は金融機関の保証…変更(保証)契約書 ◆公共工事履行保証証券又は履行保証保険…異動承認書	保証期間を変更後の履行期限を含むように保証内容の変更をする。  ※保証事業会社又は金融機関の保証の場合にあつては、保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保すること。	受注者から保証期間を変更後の履行期限を含む範囲で短縮の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の履行期限を含む範囲で短縮変更する。		
金融機関の保証						※提出書類等 ◆保証事業会社又は金融機関の保証…変更(保証)契約書 ◆公共工事履行保証証券…異動承認書	※提出書類は、左に同じ。
公共工事履行保証証券(履行ボンド)							
履行保証保険	保険金額の減額は行われなため、変更手続き不要。	保険期間は業務委託が完成されるまで存するので、変更手続き不要。	保証期間の短縮は行われなため、変更手続き不要。				